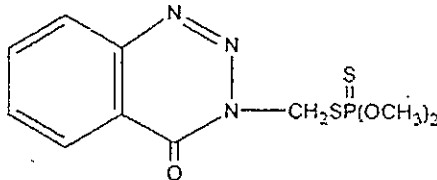


アジンホスメチル (Azinphos-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺虫剤である。コリンエステラーゼを阻害することによって殺虫活性を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	かんきつ類／Red scale、マカダミアナッツ／Macadamia nutborer 等										
我が国の登録状況	農薬登録がされていない。										
諸外国の状況	1991年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADI (0.03 mg/kg 体重/day) が設定されている。国際基準は豆類、いも類、野菜類、果実類等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてパセリ、りんご等に、カナダにおいて柑橘類、仁果類等にEUにおいてきゅうり、ナッツ類等にオーストラリアにおいて柑橘類、仁果類、畜産物等に、ニュージーランドにおいて柑橘類、仁果類等に残留基準が設定されている。なお、EUにおいては登録が失効しており、米国においては2012年以降の使用が認められないと報告されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0014 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 0.149 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験: <i>in vitro</i>試験 (+/-) <i>in vivo</i>試験 (-)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: アジンホスメチルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI/ADI 比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>26.7</td></tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td><td>60.1</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>21.2</td></tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td><td>21.2</td></tr> </tbody> </table> TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	26.7	幼小児 (1~6歳)	60.1	妊婦	21.2	高齢者 (65歳以上)	21.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	26.7										
幼小児 (1~6歳)	60.1										
妊婦	21.2										
高齢者 (65歳以上)	21.2										
意見聴取の状況	平成22年9月28日に在京大使館への説明を実施 平成22年10月19日~平成22年11月17日パブリックコメント実施 平成22年11月1日~平成22年12月31日WTO通報実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		2		0.5		
大豆		0.05		0.05		
小豆類		0.5		0.5		
えんどう		0.5		0.5		
そらまめ		0.5		0.5		
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.5		0.5		
ばれいしょ		0.05		0.05		
さといも類(やつがしらを含む。)		0.5		0.5		
かんしょ		0.5		0.5		
やまいも(長いものをいう。)		0.5		0.5		
こんにゃくいも		0.5		0.5		
その他のいも類		0.5		0.5		
てんさい		0.5		0.5		
さとうきび		0.2		0.2		
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.5		0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.5		0.5		
かぶ類の根		0.5		0.5		
かぶ類の葉		0.5		0.5		
西洋わさび		0.5		0.5		
クレソン		0.5		0.5		
はくさい		0.5		0.5		
キャベツ		0.5		0.5		
芽キャベツ		0.5		0.5		
ケール		0.5		0.5		
こまつな		0.5		0.5		
きょうな		0.5		0.5		
チンゲンサイ		0.5		0.5		
カリフラワー		0.5		0.5		
ブロッコリー		1		1		
その他のあぶらな科野菜		0.5		0.5		
ごぼう		0.5		0.5		
サルシフィー		0.5		0.5		
アーティチョーク		0.5		0.5		
チコリ		0.5		0.5		
エンダイブ		0.5		0.5		
しゅんぎく		0.5		0.5		
レタス(サラダ菜及びびらしゃを含む。)		0.5		0.5		
その他のきく科野菜		0.5		0.5		
たまねぎ		0.5		0.5		
ねぎ(リーキを含む。)		0.5		0.5		
にんにく		0.5		0.5		
にら		0.5		0.5		
アスパラガス		0.5		0.5		
わけぎ		0.5		0.5		
その他のゆり科野菜		0.5		0.5		
にんじん		0.5		0.5		
パースニップ		0.5		0.5		
パセリ		0.5				
セロリ		0.5		0.5		
みつば		0.5				
その他のせり科野菜		0.5		0.5		

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト		1		1		
ピーマン		1		1		
なす		0.5		0.5		
その他のなす科野菜		0.5		0.5		
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.2		0.2		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.5		0.5		
しろうり		0.5		0.5		
すいか		0.2		0.2		
メロン類果実		0.2		0.2		
まくわうり		0.2		0.2		
その他のうり科野菜		0.5		0.5		
ほうれんそう		0.5		0.5		
たけのこ		0.5		0.5		
オクラ		0.5		0.5		
しょうが		0.5				
未成熟えんどう		0.5		0.5		
未成熟いんげん		0.5		0.5		
えだまめ		0.5		0.5		
マッシュルーム		0.5		0.5		
しいたけ		0.5		0.5		
その他のきのこ類		0.5		0.5		
その他の野菜		0.5		0.5		
みかん		1		1	2 オーストラリア	
なつみかんの果実全体	2	1		1	2 オーストラリア	[レモン、オレンジ、 グレープフルーツを参照]
レモン	2	1		1	2 オーストラリア	[0.83,0.53]
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2	1		1	2 オーストラリア	[0.15,0.85,0.22,0.48]
グレープフルーツ	2	1		1	2 オーストラリア	[0.32,0.55,0.28,0.64]
ライム	2	1		1	2 オーストラリア	[レモン、オレンジ、 グレープフルーツを参照]
その他のかんきつ類果実	2	1		1	2 オーストラリア	[レモン、オレンジ、 グレープフルーツを参照]
りんご		2		2		
日本なし		2		2		
西洋なし		2		2		
マルメロ		1		1		
びわ		1		1		
もも		2		2	2 オーストラリア	
ネクタリン	2	2		2	2 オーストラリア	[0.24,0.12]
あんず(アブリコットを含む。)	2	1		1	2 オーストラリア	[0.14,0.15]
すもも(プルーンを含む。)	2	2		2	2 オーストラリア	[0.43,0.01]
うめ	2	1		1	2 オーストラリア	[0.04,0.03,0.04 /0.89,0.02,0.47/<0.01,0.45 /0.37,0.44,1.8,0.48/0.14,0.02 [0.59,0.60,0.06,0.10 /0.40,<0.02,0.42,0.11,0.20,0.75 0.30,0.11,1.4,0.52,0.93,0.29]
おうとう(チェリーを含む。)	2	2		2	2 オーストラリア	
いちご		1		1		
ラズベリー		1		1		
ブラックベリー		1		1		
ブルーベリー	1	0.5		0.1	1 オーストラリア	[<0.05/1.03]
クランベリー		0.1		0.1		
ハuckleベリー		0.5		1		
その他のベリー類果実		1		1		
ぶどう	2	1		1	2 オーストラリア	[0.10~0.21/0.721,0.767]
かき		1		1		

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ		1		1		
キウイ		1		1		
パパイヤ		1		1		
アボカド		1		1		
パイナップル		1		1		
グアバ		1		1		
マンゴー		1		1		
パッションフルーツ		1		1		
なつめやし		1		1		
その他の果実		1		1		
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.2		0.2		
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.5				
くり		0.5				
ペカン		0.3		0.3		
アーモンド		0.05		0.05		
くるみ		0.3		0.3		
その他のナッツ類	0.05	0.3			0.05 オーストラリア	【<0.01, <0.01 (マカダミアナッツ)】
その他のハーブ		0.5				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
乾燥させたその他のスパイス		0.5				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

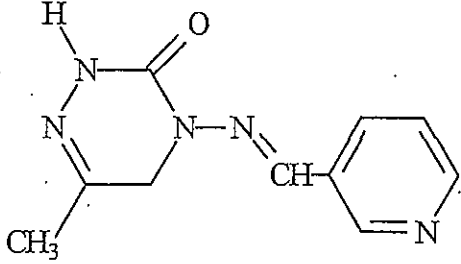
アジンホスメチル

食品名	残留基準値
	ppm
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実（注1）	2
ネクタリン	2
あんず（アブリコットを含む）	2
すもも（プルーンを含む）	2
うめ	2
おうとう（チェリーを含む）	2
ブルーベリー	1
ぶどう	2
その他のナッツ類（注2）	0.05

（注1）「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

（注2）「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

ピメトロジン (Pymetrozine)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	ピリジンアゾメチン系殺虫剤である。半翅目昆虫（アブラムシ類、コナジラミ類、ウンカ類等）にのみ選択的な殺虫活性を示し、これらの昆虫の吸汁行動を抑止することで摂食を阻害し、餓死を引き起こすと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	なし／アブラムシ類、稲／ウンカ類 等										
我が国の登録状況	なし、稲等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてあぶらな科野菜、うり科野菜等、カナダにおいてあぶらな科野菜、柑橘類果実等に、EUにおいてうり科野菜、柑橘類果実等、オーストラリアにおいて核果類果実、畜産物等に、ニュージーランドにおいてレタス、核果類果実等に残留基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI） 0.013 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2世代 繁殖試験（ラット・混餌） 無毒性量 1.30 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピメトロジンとする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI 比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>19.0</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>36.5</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>14.7</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>18.6</td></tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	19.0	幼小児（1～6歳）	36.5	妊婦	14.7	高齢者（65歳以上）	18.6
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	19.0										
幼小児（1～6歳）	36.5										
妊婦	14.7										
高齢者（65歳以上）	18.6										
意見聴取の状況	平成23年7月8日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			
大豆	0.02	0.02				
小豆類	0.02	0.02				
えんどう	0.02	0.02				
そら豆	0.02	0.02				
その他の豆類	0.02	0.02				
ばれいしょ	0.1	0.1	○			【<0.02(n=18)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02			0.02	アメリカ 【米国ばれいしょ参照】
かんしょ	0.02	0.02			0.02	アメリカ 【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いものをいう。)	0.02	0.02			0.02	アメリカ 【米国ばれいしょ参照】
こんにやくいも	0.02	0.02				
その他のいも類	0.02	0.02			0.02	アメリカ 【米国ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.02	0.02				
かぶ類の葉	0.6	0.6			0.6	アメリカ 【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
クレソン	0.5	0.5			0.5	アメリカ 【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
はくさい	0.02	0.02				【<0.02-0.79(n=18)(米国)】
キャベツ	0.02	0.02				
芽キャベツ	0.3	0.3			0.25	アメリカ 【米国からしな参照】
ケール	0.3	0.3			0.25	アメリカ 【米国からしな参照】
こまつな	0.3	0.3			0.25	アメリカ 【米国からしな参照】
きょうな	0.02	0.02				
チンゲンサイ	0.02	0.02				
カリフラワー	0.02	0.02				
ブロッコリー	0.02	0.02				【<0.02-0.04(n=6)(米国)】
その他のあぶらな科野菜	0.02	0.02				
チコリ	0.6	0.6			0.6	アメリカ 【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
エンダイブ	0.6	0.6			0.6	アメリカ 【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
しゅんぎく	0.6	0.6			0.6	アメリカ 【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1	0.1				【<0.02-0.79(n=18)(米国)】
その他のさく科野菜	0.6	0.6			0.6	アメリカ 【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
アスパラガス	0.04	0.04			0.04	アメリカ 【<0.02(n=8)(米国)】
パセリ	0.6	0.6			0.6	アメリカ 【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
セロリ	0.6	0.6			0.6	アメリカ 【<0.02-0.05(n=6)(米国)】
その他のせり科野菜	0.6	0.6			0.6	アメリカ 【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
トマト	1	1	○			
ピーマン	2	2	○			
なす	1	1	○			
その他のなす科野菜	3	3	○			
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			【0.02-0.10(n=5)(EU)サマー スカッシュ】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5			0.5	EU 0.14(\$)(きゅうりの最大残留 値の2倍にて緊急登録)
しろうり	0.5	0.5	○			
すいか	0.1	0.1	○			
メロン類果実	0.1	0.1	○			
まくわうり	0.5	0.5				0.14(\$)(きゅうりの最大残留 値の2倍にて緊急登録)
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○			
ほうれんそう	0.6	0.6			0.6	アメリカ 【0.02-0.32(n=6)(米国)】
オクラ	0.7	0.7	○			0.22(\$), 0.08
しょうが	0.02	0.02			0.02	アメリカ 【米国ばれいしょ参照】
未成熟えんどう	0.02	0.02				
その他の野菜	0.6	0.6			0.6	アメリカ 【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
りんご	0.02	0.02			0.02	EU 【<0.02(n=8)(EU)】
日本なし	0.1	0.1	○			
西洋なし	0.1	0.1	○			
マルメロ	0.02	0.02				
びわ	0.02	0.02				
もも	0.1	0.1	○			
ネクタリン	0.05	0.05			0.05	オーストラリア 【<0.02(n=2)オーストラリア】
あんず(アブリコットを含む。)	0.05	0.05			0.05	オーストラリア 【オーストラリアネクタリン参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	【オーストラリアネクタリン参照】
うめ	2	2	○			
おうとう(チェリーを含む。)	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	【<0.02(n=2)オーストラリア】
いちご	2	2	○			
ラズベリー						
ブラックベリー						
ブルーベリー						
クランベリー						
ハuckleベリー						
その他のベリー類果実						
ぶどう						
かき						
バナナ						
キウイ						
パパイヤ						
アボカド						
パイナップル						
グアバ						
マンゴー						
パッションフルーツ						
なつめやし						
その他の果実	0.5	0.5			0.5 EU	【0.03(n=4),0.11(n=4)(EUベビーノ)】
綿実	0.3	0.3			0.3 アメリカ	【<0.02-0.318(n=18)(米国)】
ペカン	0.02	0.02			0.02 アメリカ	【<0.02(n=5)(米国)】
アーモンド						
その他のナッツ類						
ホップ	15	15			15 EU	【0.50-2.98(n=21)(EU生鮮 ホップ)】 【0.78-12.51(n=18)(EU乾燥 ホップ)】
その他のスパイス						
その他のハーブ	0.3	0.3			0.25 アメリカ	【0.05-0.19(n=5)(米国からしな)】
牛の筋肉	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	推:<0.01
豚の筋肉	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	推:<0.01
豚の脂肪	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	推:<0.01
豚の肝臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	推:<0.01
豚の腎臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	【牛の筋肉参照】
豚の食用部分	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	【牛の筋肉参照】
乳	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	推:<0.01
鶏の筋肉						
その他の家きんの筋肉						
鶏の脂肪						
その他の家きんの脂肪						
鶏の肝臓						
その他の家きんの肝臓						
鶏の腎臓						
その他の家きんの腎臓						
鶏の食用部分						
その他の家きんの食用部分						
鶏の卵						
その他の家きんの卵						

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

ピストロジン

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	
大豆	0.02	
小豆類 ^{注1)}	0.02	注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビ
えんどう	0.02	ア豆、バター豆、ベギア豆、ホワイ豆、ライマ
そら豆	0.02	豆及びレンズを含む。
その他の豆類 ^{注2)}	0.02	注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大
ばれいしょ	0.1	豆、小豆類、えんどう、そら豆、ちっかせい及
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	びスパイス以外のものをいう。
かんしょ	0.02	
やまいも(長いもをいう。)	0.02	
その他のいも類 ^{注3)}	0.02	注3) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ば
クレソン	0.6	れいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及び
はくさい	0.5	こんにゃくいも以外のものをいう。
キャベツ	0.02	
芽キャベツ	0.02	
ケール	0.3	
こまつな	0.3	
きょうな	0.3	
チンゲンサイ	0.02	
カリフラワー	0.02	注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶら
ブロッコリー	0.02	な科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	0.02	の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさ
チコリ	0.6	び、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、
エンダイブ	0.6	ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリ
しゅんぎく	0.6	フラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のもの
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.1	をいう。
その他のきく科野菜 ^{注5)}	0.6	注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜
アスパラガス	0.04	のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョー
パセリ	0.6	ク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及び
セロリ	0.6	ハーブ以外のものをいう。
その他のせり科野菜 ^{注6)}	0.6	注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜
トマト	1	のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロ
ピーマン	2	リ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものを
なす	1	いう。
その他のなす科野菜 ^{注7)}	3	注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のもの
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	をいう。
しろり	0.5	
すいか	0.1	
メロン類果実	0.1	
その他のうり科野菜 ^{注8)}	0.5	注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜の
ほうれんそう	0.6	うち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロ
オクラ	0.7	ン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
しょうが	0.02	
未成熟えんどう	0.02	
その他の野菜 ^{注9)}	0.6	注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも
りんご	0.02	類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、き
日本なし	0.1	く科野菜、うり科野菜、せり科野菜、なす科野
西洋なし	0.1	菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オク
もも	0.1	ラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげ
ネクタリン	0.05	ん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ
あんず(アプrikottを含む。)	0.05	以外のものをいう。
すもも(プルーンを含む。)	0.05	
うめ	2	
おうとう(チェリーを含む。)	0.05	
いちご	2	

ピメトロジン(つづき)

食品名	残留基準値 ppm
その他の果実 ^{注10)}	0.5
綿実	0.3
ペカン	0.02
ホップ	15
その他のハーブ ^{注11)}	0.3
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注12)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注13)}	0.01
乳	0.01

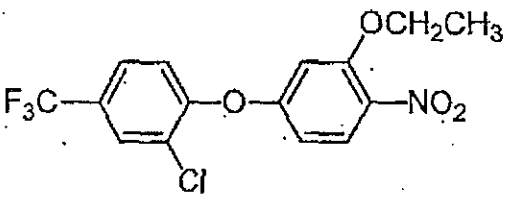
注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

オキシフルオルフェン (Oxyfluorfen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	ジフェニルエーテル系除草剤である。プロトポルフィリノーゲンオキシダーゼ阻害剤である。茎葉及び根からとりこまれるが、そこから他の部位への移行はほとんどない選択性接触型除草剤であると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	ブロッコリー／Carpetweed、コーヒー／Purslane 等										
我が国の登録状況	農薬登録がされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、大豆、果実、畜産物等に、豪州において米、小麦、果実、畜産物等に基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI） 0.024 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 2.43 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験：in vitro試験（＋／－） in vivo試験（－）										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：オキシフルオルフェンとする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="550 1541 1396 1803"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI 比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>1.7</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>4.5</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>1.6</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>1.6</td></tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	1.7	幼小児（1～6歳）	4.5	妊婦	1.6	高齢者（65歳以上）	1.6
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	1.7										
幼小児（1～6歳）	4.5										
妊婦	1.6										
高齢者（65歳以上）	1.6										
意見聴取の状況	平成23年7月8日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	【<0.05-0.23(μ)(n=6)(豪州)】
大麦	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	【<0.02(μ)(n=2)(豪州)】
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	【豪州の小麦、大麦参照】
大豆	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.003(μ)(n=4)(米国)】
西洋わさび	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=2)(米国)】
キャベツ	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=4)(米国)】
芽キャベツ		0.05				
カリフラワー	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=2)(米国)】
ブロッコリー	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=14)(米国)】
その他のあぶらな科野菜		0.05				
アーティチョーク	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=4)(米国)】
たまねぎ	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	【<0.005(μ)(n=8)(豪州)】
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
えだまめ		0.05				
りんご	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.005(μ)(n=8)(米国)】
日本なし	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【米国の西洋なし参照】
西洋なし	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.005(μ)(n=2)(米国)】
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01-0.02(μ)(n=7)(米国)】
あんず(アプリコットを含む。)	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=6)(米国)】
すもも(ブルーンを含む。)	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=9)(米国)】
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=7)(米国)】
いちご		0.05				
ぶどう	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=6)(米国)】
かき		0.03				
バナナ	0.05	0.03			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=4)(米国)】
キウイ		0.03				
パパイヤ	0.05	0.01			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=2)(米国)】
アボカド	0.05	0.03			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=1)(米国)】
パイナップル		0.01				
グアバ	0.05	0.01			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=1)(米国)】
マンゴー	0.05	0.01			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=2)(豪州)】
パッションフルーツ		0.01				
なつめやし	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=6)(米国)】
その他の果実		0.05				
綿実	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01(μ)(n=41)(米国)】
ぎんなん		0.05				
くり	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【米国ペカン、アーモンド参照】

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ペカン	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01-0.17(μ)(n=20)(米 国)】
アーモンド	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01-0.09(μ)(n=27)(米 国)】
くるみ	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【米国ペカン、アーモンド参 照】
その他のナッツ類	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【米国ペカン、アーモンド参 照】
コーヒー豆	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.01-0.02(μ)(n=19)(米 国)】
カカオ豆		0.05				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉	0.01	0.05			0.01 アメリカ	推:0.019
豚の筋肉	0.01	0.05			0.01 アメリカ	【牛の筋肉を参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.05			0.01 アメリカ	【牛の筋肉を参照】
牛の脂肪	0.01	0.03			0.01 アメリカ	推:0.215
豚の脂肪	0.01	0.03			0.01 アメリカ	【牛の脂肪を参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.03			0.01 アメリカ	【牛の脂肪を参照】
牛の肝臓	0.01	0.03			0.01 アメリカ	推:<0.003
豚の肝臓	0.01	0.03			0.01 アメリカ	【牛の肝臓を参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.03			0.01 アメリカ	【牛の肝臓を参照】
牛の腎臓	0.01	0.03			0.01 アメリカ	推:0.009
豚の腎臓	0.01	0.03			0.01 アメリカ	【牛の腎臓を参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.03			0.01 アメリカ	【牛の腎臓を参照】
牛の食用部分	0.01	0.03			0.01 アメリカ	【牛の肝臓、腎臓を参 照】
豚の食用部分	0.01	0.03			0.01 アメリカ	【牛の肝臓、腎臓を参 照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.03			0.01 アメリカ	【牛の肝臓、腎臓を参 照】
乳	0.01	0.03			0.01 アメリカ	推:0.015
鶏の筋肉	0.01	0.05			0.01 アメリカ	推:0.008
その他の家きんの筋肉	0.01	0.05			0.01 アメリカ	【鶏の筋肉を参照】
鶏の脂肪	0.2	0.1			0.2 アメリカ	推:0.257
その他の家きんの脂肪	0.2	0.1			0.2 アメリカ	【鶏の脂肪を参照】
鶏の肝臓	0.01	0.03			0.01 アメリカ	推:0.016
その他の家きんの肝臓	0.01	0.03			0.01 アメリカ	【鶏の肝臓を参照】
鶏の腎臓	0.01	0.03			0.01 アメリカ	【鶏の肝臓を参照】
その他の家きんの腎臓	0.01	0.03			0.01 アメリカ	【鶏の肝臓を参照】
鶏の食用部分	0.01	0.03			0.01 アメリカ	【鶏の肝臓を参照】
その他の家きんの食用部分	0.01	0.03			0.01 アメリカ	【鶏の肝臓を参照】
鶏の卵	0.03	0.05			0.03 アメリカ	推:0.064
その他の家きんの卵	0.03	0.05			0.03 アメリカ	【鶏の卵を参照】

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(μ)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

オキシフルオルフェン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.05
大麦	0.05
その他の穀類 ^(注1)	0.05
大豆	0.05
西洋わさび	0.05
キャベツ	0.05
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	0.05
アーティチョーク	0.05
たまねぎ	0.05
りんご	0.05
日本なし	0.06
西洋なし	0.05
ネクタリン	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	0.05
すもも(プルーンを含む。)	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	0.05
ぶどう	0.05
バナナ	0.05
パパイヤ	0.05
アボカド	0.05
グアバ	0.05
マンゴー	0.05
なつめやし	0.05
綿実	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^(注2)	0.05
コーヒー豆	0.05
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注3) の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注3)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

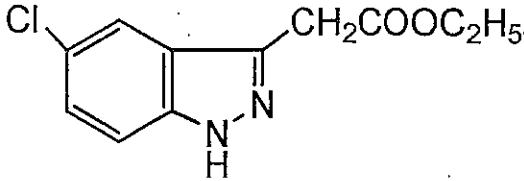
オキシフルオルフェン(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
牛の食用部分	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^(注4)	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^(注5) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.03
その他の家きんの卵	0.03

(注4)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注5)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

エチクロゼート (Ethychlorate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	植物ホルモンの一種β-インドール酢酸に化学構造が類似した植物成長調整剤である。作用機構は、オーキシン活性により誘起されるエチレンにより植物に生理作用（発芽抑制等）を示すと考えられている。										
適用作物／使用目的等	かき/着色促進、メロン/ネット形成促進及び果実肥大促進 等										
我が国の登録状況	かき、メロン等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI） 0.17 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 1年間 慢性毒性試験（イヌ・カプセル経口投与） 無毒性量 17 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験：in vitro試験（＋／－） in vivo試験（－）										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エチクロゼート及び代謝物である5-クロロ-3(1H)-インダゾール酢酸とする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI 比 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>4.2</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>8.5</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>3.8</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>5.1</td></tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	4.2	幼小児（1～6歳）	8.5	妊婦	3.8	高齢者（65歳以上）	5.1
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	4.2										
幼小児（1～6歳）	8.5										
妊婦	3.8										
高齢者（65歳以上）	5.1										
意見聴取の状況	平成23年7月8日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実	5	5	○			
まくわり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん	5	5	○			
なつみかんの果実全体	5	5	○			
レモン	5	5	○			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			
グレープフルーツ	5	5	○			
ライム	5	5	○			
その他のかんきつ類果実	5	5	○			
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アブリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき	5	5	○			
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類		0.05				
茶 コーヒー豆 カカオ豆 ポップ		0.05				
その他のスパイス その他のハーブ	15	0.05	申			8.42,10.0(みかんの果皮)

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

エチクロゼート

食品名	残留基準値 ppm
メロン類果実	5
みかん	5
なつみかんの果実全体	5
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	5
かき	5
その他のスパイス ^{注2)}	15

※今回残留基準を設定するエチクロゼートとは、エチクロゼート及び代謝物B【5-クロロ-3(1*H*)-インダゾール酢酸】をエチクロゼートに換算したものの和をいう。

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。